

未就学児に対する妖怪を用いた防犯教育絵本の作成

—SNS が関わる犯罪予防を中心に—

研究代表者

東洋大学社会学部

桐生正幸

共同研究者

慶應義塾大学商学部

吉川肇子

國學院大學文学部

飯倉義之

東洋大学大学院社会学研究科

高橋綾子

湘南医療大学（元日本体育大学） 軽部幸浩

1 はじめに

本研究では、Social Network Service(以下 SNS と呼称する)^{*注}などからの悪しき誘惑を安易に信じてしまう未就学児に対して、不要な恐怖感を植え付けず適度な警戒心を学んでもらうための教材、「妖怪」を用いた防犯教育絵本の作成を目指すものである。

まず、未就学児を含む未成年者が SNS などのインターネットにより損害を被る事例を概観したい。総務省総合通信基盤局消費者行政第一課(2021)が作成した 2020 年度総務省調査研究「青少年のインターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究、すなわち「インターネットトラブル事例集」(2021 年版)によれば、つぎのような内容について説明がなされている。

- ① スマホの過度な使用による生活や体調への支障
- ② ながらスマホが招いた自転車衝突事故
- ③ メッセージアプリでの悪口・仲間外れ
- ④ 腕試しで自作したウイルスをネットに公開
- ⑤ 個人や学校などへの脅迫行為や犯行予告
- ⑥ 入力した個人情報の意図しない二次利用
- ⑦ メールからの誘導によるフィッシング詐欺被害
- ⑧ 悪意ある Wi-Fi スポットを利用したことによる情報流出
- ⑨ フリマなどネットを介した取引によるトラブル
- ⑩ 他者の権利を侵害する投稿・二次利用・ダウンロード
- ⑪ ゲーム上でのやり取りから生じたトラブル

- ⑫ 悪ふざけなどの不適切な投稿
- ⑬ 投稿から個人が特定されたことによる被害
- ⑭ 旅行中の写真投稿や書き込みによる空き巣被害
- ⑮ 自画撮り写真の交換に端を発した脅迫被害
- ⑯ コミュニティサイトなどでの未成年によるアプローチ
- ⑰ アルバイト応募が招いた犯罪への加担
- ⑱ 心のよりどころだった SNS 上の知人による誘い出し
- ⑲ SNS 等での誹謗中傷による慰謝料請求

これら事例は、「SNS などに夢中になる事での体調不良や事故」、「SNS を介した誹謗中傷や仲間外れ」、「魅力的なネット情報へのアクセスによる詐欺被害や詐欺加担」、「SNS などへ気軽な投稿による個人情報の流出」、「SNS などで知り合った人からの児童ポルノや脅迫」に、ほぼ大別されよう。

「SNS などに夢中になる事での体調不良や事故」は、夜遅くまで友人などとやり取りを毎日行ってしまうことで、授業に集中できなくなったり体調不良なったりすること、またスマートフォンを見ながら自転車を運転して交通事故を起こしてしまったりすることである。

「SNS を介した誹謗中傷や仲間外れ」は、有名人に対して根拠の無い悪口を投稿したり、ちょっとした誤解などから一方的に仲間外れになったり（もしくは仲間外れをしたり）することである。

「魅力的なネット情報へのアクセスによる詐欺被害や詐欺加担」は、フリマサイトなどで新品を購入したはずなのに古着が届き返品に応じてもらえなかったり、簡単で高収入のバイトを行ったら特殊詐欺の手伝いだったりすることである。

「SNS などへ気軽な投稿による個人情報の流出」は、自撮りの写真を投稿したところ生活範囲が特定されストーカー被害に遭ったり、無料 Wi-Fi の利用で個人情報が盗まれたりすることである。

「SNS などで知り合った人からの児童ポルノや脅迫」は、メッセージでやり取りするうちに親切的な相談相手だと信頼し、嫌われたくない思いから裸の写真を送ったら拡散されたり、その写真を材料に脅迫されたり、会いに行ったら性的行為を強要されたりすることである。

1-1 SNS と未成年者の犯罪被害

これら未成年者が SNS などのインターネットにより損害を被る事例のなかでも、重篤な被害は性的犯罪や誘拐監禁事件である。

令和 2 年 3 月に公表された警察庁生活安全局少年課「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（訂正版）」には、主に加害者自身の性的欲求の充足や金銭獲得を主要な目的とし、未成年者を狙った犯行がいくつか、次のように報告されている。

【児童買春事件】

- ・「会社員による強制的性交等及び児童ポルノ製造事件」

令和元年8月、会社員の男（31歳）は、SNSで知り合った女子中学生（当時12歳）に、13歳未満と知りながら現金を供与してホテルでわいせつな行為をしたほか、その様子をスマートフォンで動画撮影して児童ポルノを製造した。令和元年11月、男を強制的性交等及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

- ・「介護福祉士による児童買春・児童ポルノ提供事件」

平成28年11月、介護福祉士の男（26歳）は、SNSで知り合った中学生だった少年（当時14歳）に、現金を供与してホテルでわいせつな行為をし、さらに、その様子を撮影した画像を知人らに送信し児童ポルノを提供した。令和元年5月、男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙。

【児童ポルノ事件】

- ・「低年齢児童を狙ったグループに対する児童ポルノ提供事件」

平成29年12月から平成30年2月までの間、無職の男（40歳）は、SNSで知り合った10代の少女らにわいせつな行為をした様子を撮影した動画について、自身が立ち上げていた低年齢児童を性的好奇心の対象とする者らからなるグループの会員らに販売した。平成31年1月、男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

- ・「SNSを悪用した児童ポルノ製造事件」

平成30年5月、会社員の男（25歳）は、女子中学生になりすまし、SNSを通じて知り合った男子中学生（当時13歳）に、携帯電話のカメラで撮影させた全裸の動画を自分の携帯電話に送信させ、児童ポルノを製造した。平成31年3月、男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

桐生(2021)は、これら被害状況を概観するため、警察庁（2020）の統計資料をもとに、図1を作成し、児童買春・児童ポルノ禁止法に該当するSNSが関連した犯罪は、年々増加していることを指摘している。また、児童ポルノ事犯の態様別検挙状況において、製造事犯は2010年が682件に対し、2019年に1664件に増えており単純製造が大半を占め、なかでも盗撮製造の件数が増加していること、加えて、提供・公然陳列事犯は、2010年に604件であり、2019年は836件に増えており特定少数提供の増加が目立っていることも指摘している。

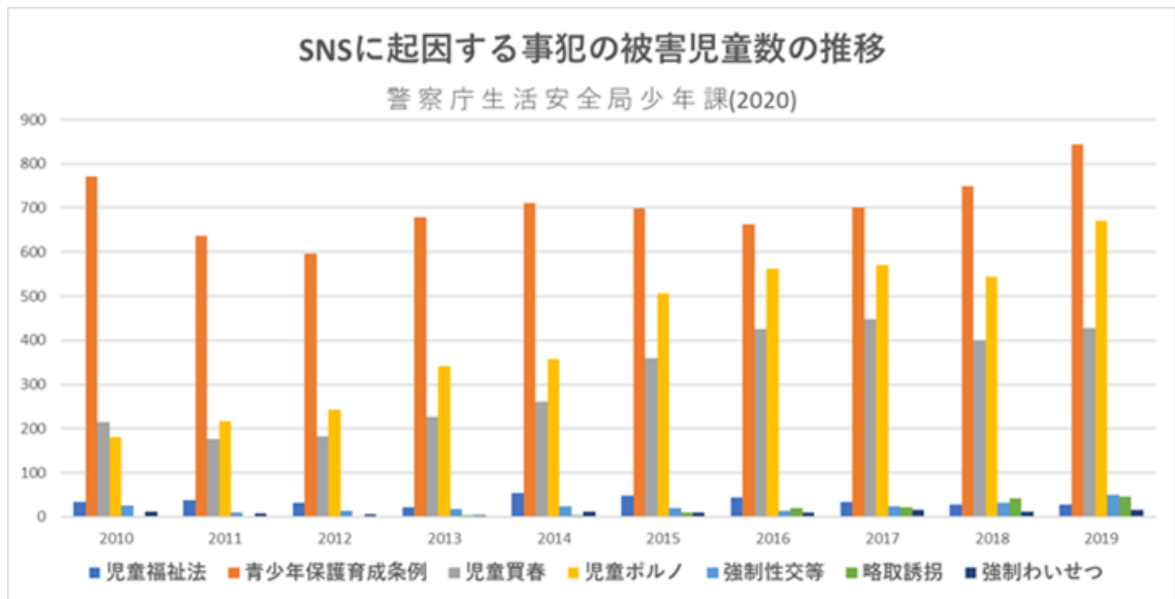


図1 2010年から2019年におけるSNSに起因する被害児童数について

警察庁生活安全局少年課「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（訂正版）」をもとに桐生(2020)が作成。

また、桐生ら（2019）は、インターネットを利用した児童買春や児童ポルノに関する加害者行動について、新聞記事などによる事例を分析資料とした学校教員による性的犯罪の分析から考察を試みている。分析の結果、小学生に対し校内などで体を触る、キスをするなどの性的逸脱行動があること、教育の場を離れた状況においては、高校生に対しホテルや自動車内にて直接的な性行為があることが示され、これらに犯罪行為において、SNSが頻繁に使用されていることが示唆された。そして、先行研究（藤・吉田、2009；太幡・佐藤、2016；都筑・宮崎・村井・早川・飯村、2019 など）や、報告書が講義の中で受講生と討議した内容から、これら犯罪被害に遭う未成年者、すなわちデジタルネイティブ世代と考えられる彼らの特質や状況として、次のようあるものと考えられた（桐生、2021：第8回 TikTok Japan）。

彼らは「生まれた時から SNS の環境が整っており、ソーシャルメディアは日常生活に欠かせないものとなっている」、「スマートフォンが無ければ、スムーズに日常生活ができない状況になっている」、「世の中の価値や基準が、スマートフォンの中にあり、それら情報は、物理的、時間的制約を受けずに収集できる」、「スマートフォンを通じて形成される対人関係も、直接対面時の対人関係と同様に重視される」といった状況の中に在り、

それらに伴い、「閲覧や使用するソーシャルメディアに偏りが生じ、その中での情報が制限され、相手の考えや感情の変化などが推測しにくい、といったことの認識が低い」、「ソーシャルメディア内の優しい言葉に惹かれてしまう」、「イライラや欲求不満を、ソーシャルメディア上であれば容易に発散しても問題ないと思っている」、「個人情報をお安易にオープンにしまい、その情報の拡散イメージが出来にくい」といった特徴を有する。

このような特質や状況の中で、SNSを通じた犯罪被害に遭う未成年者には、未成熟な対人関係スキル、過度な対人依存性、安易な非日常的な関与など、被害に遭いやすくなる要因があるものと考えられよう。また、急速に発達しているインターネット・テクノロジーに対する犯罪予防対策の遅れなどが相まって、犯罪被害を助長する状況下にあることも考えられる。

しかしながら現時点にて、被害者側のリスク管理に関して、発達段階を考慮した具体的な防犯教育が未整備であることは否めない。これまでのSNSなどに関する防犯教育については、警察などが行う小学生、中学生への知識教育が主であり、犯罪に巻き込まれる危険性を直接的に感じさせるものは少ないと考えられる。例えば、交通事故の危なさを再現する交通安全教室のような擬似的体験が、発達段階の早い時期にSNSにおける防犯教育が実施されれば、かなりの効果が期待されるのではないだろうか。

1-2 妖怪を使用する意義

そこで、本研究ではSNSが持つ危険性を体感的に学べる教材を作成することを目的とし、「妖怪」を用いた教材を制作することを検討した。防犯教育に「妖怪」を用いる意義は、小学校低学年以下の児童に対し、適度な不安感を喚起させながら、SNSの危険な面を感じさせる効果が期待されることにある。例えば、絵本館から出版されている絵本「広瀬克也 妖怪シリーズ」には、「妖怪交通安全」(2014)があり、自転車で出かける少年が、妖怪による様々な交通ルールの教えや危険な行為に遭遇する物語が描かれている。親しみ易い妖怪キャラクターによって、交通事故などのリスクを、過度な不安感を抱かせることなく交通安全が学べるよう工夫がなされている。

「妖怪」については、小松和彦の監修による「日本怪異・妖怪大事典」東京堂出版(2013)に、次のよう記されている。

「妖怪」とは、「もののけ」とか「鬼」「魔物」「化け物」といった通俗的用語・概念の上位の概念もしくは総称として、学術的に設定されたものだったのである。(中略) こうした「妖怪」の中身をさらに眺めていくと、①現象(出来事)としての妖怪、②存在としての妖怪、③造形化された妖怪、の三つのカテゴリーに分けることができる。

この③造形化された妖怪について、飯倉(2014)は「人格をもつ超自然的な存在となった妖怪は、近世紀にビジュアル・イメージを与えられ、妖怪キャラクターとして盛んに造形化されていく。造形化・図像化された妖怪は、恐怖ではなく娯楽の対象として扱われるようになった」と述べている。そして、飯倉は、現代社会における「妖怪」の意味や効果について、次のように言及している(竹村・軽部・高橋・飯倉・吉川・桐生、2020)。

「(飯倉) 妖怪が 2 つのレベルになっていると言えます。1 つはかつて妖怪が担ってきた不安や何かの原因となる説明のレベル、そしてもう 1 つは妖怪というキャラクターがいるという知識のレベル、この 2 つが並行して存在しているのが現状です。そして、キャラクターとしての妖怪は自由な想像の中に投げ込まれる。現在の妖怪は創作の中でキャラクター化し、さらにペット化、そして人間化しているといえます。妖怪は妖怪という属性、マンガ等に出てくるキャラクターの属性にすぎなくなっています。現在の妖怪キャラクターは、妖怪の恐ろしさや不気味さを取捨選択した形で作られがちです。そして、キャラクターなら可愛く、美しく、楽しいほうがいいよねということになります。マンガやゲーム、ライトノベルのキャラクターとしての妖怪は、ペットのように描かれたり、恋愛対象になり得る人間のように描かれたりすることが多くなりました。そして妖怪と戯れて人間が癒やされるといふ、そういうような図式まで出てきます。」

「(飯倉) 私たちが失った妖怪の恐ろしさのリアリティというのは、生活の中の妖怪感と言い換えることができるかもしれません。妖怪のキャラクター化というのは、妖怪に背負わせてきた共同体の不安解消装置、Why の担い手といったものが徹底的に無効化された後の姿であるでしょう。われわれが失ったものは、共同体において説明不能な事象の原因を妖怪として納得するという機能、妖怪が生活空間の境界、端っこのほうで出会うかもしれない、そういった怖いものであるかもしれないというリアリティです。」

このような現代社会における「妖怪」の心理的効果を用いて、未就学児などの児童に過度な恐怖心を持たせること無く、SNS を介した世の中の危険性について、適度な不安感や罪悪感を付加させながら遊戯的学習を遂行させる効果があるものと考えられる。「妖怪」に

「SNS」のネガティブな部分を演じさせることで、模擬体験が可能な事が予測され、発達段階の早い時期に、SNS が持つ危険性について、体感的に学べる絵本教材が開発されることの意義は大きいと考えられる。

以上より、SNS などからの悪しき誘惑を安易に信じてしまう未就学児などの児童に対して、不要な恐怖感を植え付けず適度な警戒心を学んでもらうための教材、「妖怪」を用いた防犯教育絵本の作成を目指すものである。絵本の対象は、スマートフォンなどの使用が未経験である時期の 4,5 歳の未就学児とする。この時期は、自発性と罪悪感を獲得する発達段階と考えられ、小学校以降に経験するインターネットやスマートフォンの利便性と危険性を、善悪の両面を持つ「妖怪」を通じて事前に学ぶ良い時期と考えられる。

なお、本研究の一部は、東洋大学社会学研究科倫理審査委員会にて承認を得て実施している。

2 方法および結果

本研究は、以下の4つの調査などによる研究計画にて実施した。

まず、保護者に対する Web 調査により、保護者及び未就学児など児童におけるスマートフォンや SNS の使用状況を調査する。

次に、SNS を介した未就学時など児童の犯罪被害について実態を明らかにするため、公表されている事例を用いて調査する。

これらの結果をふまえ「妖怪絵本：B 版」を作成し、未就学児など児童を持つ母親に対する予備調査を行う。

予備調査の結果を用いて絵本を修正し、幼稚園へ製本化した絵本を送り、母親や教員から絵本の効果などについての調査を行う。

2-1 保護者に対する Web 調査

目的

保護者に対する Web 調査により、未就学児におけるスマートフォンや SNS の使用状況などを調査し、絵本の必要性や作成においての各妖怪のテーマなどを検討する資料とする。

方法

日本全国を調査対象の地域とし、20 歳以上の男性(110 名)および女性(109 名)で、子どもを有し、その子どもがスマートフォンを所有している 219 名を対象者とした。インターネット調査会社(株式会社マクロミル)に調査を依頼し、2020 年 2 月に実施した。質問表は、属性などの設問以外に 18 質問表で構成した。

まず、質問回答前に次の教示文を表示して回答への同意を求めた。

「調査にご協力いただき皆様へ。この度は「未就学児に対する妖怪を用いた防犯教育絵本の作成」(2020 年度 公益財団法人日工組社会安全研究財団 一般研究助成研究)の予備調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。本研究は、スマートフォンを使用した際に SNS などから派生する様々な弊害や、悪しき誘惑から、子どもを守るために計画されたものです。本調査では、子どものスマートフォンや SNS の使用状況を調べるため実施するものです。当アンケートでは、【SNS での犯罪被害に関するデリケートな内容】についてお伺いする箇所が含まれております。本件趣旨にご同意くださる方は、ご回答をお願いいたします。回答をしたくないと判断された場合はお手数ですが、「回答をやめる」ボタン、あるいはブラウザを閉じて、アンケートを終了してください。なお、当アンケートにより取得した回答結果につきましては、特定の個人が識別できないよう処理し、社会的な目的のもと今後の研究のために活用させていただきます。」

以上の教示文の後に調査へ承諾した回答者が、各質問に対して回答を行った。なお、主な質問内容は以下のとおりである。

- ・あなたのお子様の人数について教えてください。
- ・あなたのお子様の性別について教えてください。
- ・あなたのお子様の年齢について教えてください。
- ・あなたの小学校に入る前のお子様は、スマートフォンやPCなどでインターネットを使用していますか？
- ・あなたの小学校に入る前のお子様は、インターネットを使用する際の用途について教えてください。
- ・あなたのお子様は、スマートフォンを持ったりインターネットを使用し始めた際に、どのような事に不安や心配を感じますか。次のそれぞれの内容について、もっとも近いと思う一か所を選択してください。

結果

調査結果は、以下のとおりであった。

まず、家族内の子ども的人数は、1人が88名、2人が97名、3人以上が34名であった。第一子の年齢は、0歳が15名、1歳が23名、2歳が28名、3歳が30名、4歳が14名、5歳が22名、6歳が17名、7歳が15名、8歳が20名、9歳が4名、10歳が5名、11歳が7名、12歳が7名、13歳が3名、14歳が3名、15歳が1名、16歳が2名、17歳が1名、18歳以上が2名であった。第一子の性別は、男児が120名、女児が99名であった。

次に、「あなたの小学校に入る前のお子様は、スマートフォンやPCなどでインターネットを使用していますか」の質問について、「使用している」が52名、「使用していない」が165名であった。使用している52名のインターネット使用用途の回答は、表1のとおりである。

表1 インターネット使用の用途について

	よく使う	たまに使う	あまり使わない	使わない
ゲーム	16	14	4	18
SNS	3	1	1	47
勉強や習い事	2	9	2	39
動画の視聴	28	15	1	8
ニュースの閲覧	1	0	1	50
その他	3	3	1	45

次に、「あなたのお子様は、スマートフォンを持ったり、インターネットを使用し始めた際に、どのような事に不安や心配を感じますか」の質問について回答は表2のとおりである。

表2 子どものスマートフォンなどの使用に関する不安事項について

	大変心配だ	心配だ	やや心配だ	どちらでもない	あまり心配でない	心配ではない	全く心配ではない
過度な使用による生活や心身への悪影響	64	69	53	23	7	2	1
メッセージアプリなどでの悪口やいじめの被害	85	55	52	20	4	2	1
ネット販売による直接取引のトラブル	51	53	59	36	13	4	3
元交際相手からのリベンジポルノの被害	46	36	44	53	20	8	12
悪ふざけや他者の権利を侵害するような投稿行為	60	49	51	38	14	5	2
オンライン・ゲームでのトラブル	45	52	57	40	17	5	3
SNSへの個人情報や写真などの投稿によるストーカー被害	55	49	51	36	18	5	5
勉強・学習への興味が低下	62	60	58	31	5	2	1
パパ活のような不適切な異性交遊	51	46	41	39	20	10	12
ワンクリック詐欺の被害	69	45	59	33	6	4	3
親子の間の対話が軽減	43	52	52	42	17	6	7
裸の写真などが流失してしまう児童ポルノの被害	52	46	46	40	15	11	9
ウイルスなどによる個人情報の流失	65	57	47	38	6	4	2
アルバイトのつもりで特殊詐欺の受け子のような犯罪へ加担	54	50	43	49	11	4	8
その他	33	9	15	53	4	2	103

次に、「あなたの小学校に入る前のお子様に、いつからスマートフォンを持たせようと考えていますか」の質問に対する結果は、図2のとおりである。

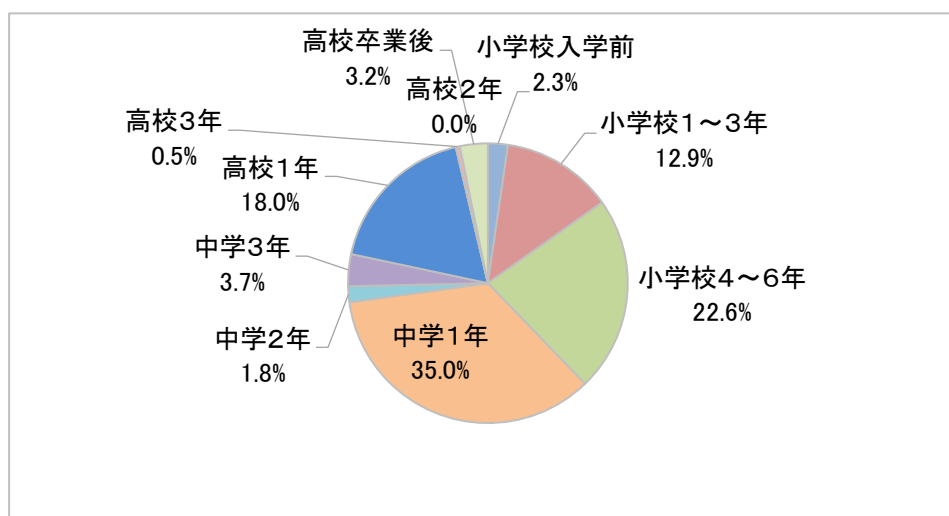


図2 スマートフォンを持たせる時期について (%)

以上、これらの結果から、小学校に入る前の未就学児がスマートフォンやPCなどでインターネットを使用してるのは52名(24.0%)であり、動画の視聴やゲームの使用が多かった。また、スマートフォンを持たせる時期については、小学校3年までの回答が15.2%、小学校6年までになると37.8%となった。

スマートフォンなどの使用に関する不安事項については、「過度な使用による生活や心身への悪影響」、「メッセージアプリなどでの悪口やいじめの被害」、「勉強・学習への興味が低下」、「ワンクリック詐欺の被害」、「ウイルスなどによる個人情報の流失」が、高い割合を示した。

未就学児の段階で、ゲームや動画視聴によるスマートフォン使用があること、使用する事での不安として、心身や学習への悪影響、詐欺被害、個人情報の流出などがあるものと考察された。また、中学校に入るまでに児童がスマートフォンを所持する割合は高いものと推定され、SNSに関わる注意喚起の絵本の必要性があるものと考察された。絵本作成における各妖怪のテーマなどを検討するに十分な資料が得られたものと考えられた。

2-2 SNS を介した犯罪事例の分析

目的

本研究では、防犯絵本の作成を検討していることから、SNS を介した未就学児など児童の犯罪被害について、その実態を明らかにすることが必要である。そこで、新聞にて公表されている SNS を介した犯罪事例を収集、分析し、実態を明らかにしたい。

方法

分析資料は、SNS が介した児童被害の犯罪事件記事である。

東洋大学オンラインデータベースの「聞蔵Ⅱビジュアル」を利用して、「児童」、「SNS」、「コミュニティサイト」、「被害」、「わいせつ」などのキーワードを用い検索した、2017年から2020年の間の新聞記事127事例である。これら収集事例を、被害者の属性、加害者の属性、事件の概要などを変数化し、統計分析を実施した。

結果

結果は、次のとおりである。

被害者の属性は、小学生が18名、中学生が33名、高校生が60名、その他が16名であった。加害者の年齢の年代は、10歳代が8名、20歳代が37名、30歳代が42名、40歳代が25名、50歳代が13名、60歳代が2名であった。また、加害者の職業は、公務員が42名、教員が35名、会社員が13名、無職・不詳が15名などであった。

次に、被害者の属性と加害者の年齢の年代、及び罪名との関係について、クロス集計を行った(図3)。これより、「高校生」、「中学生」において「児童ポルノ」や「児童買春」が多いこと、「児童ポルノ」において「20歳代」の加害者が、また「児童買春」において「30歳代」の加害者が、それぞれ多いことがわかれた。また、「小学校高学年」において、「30歳代」の加害者による「児童ポルノ」が、「20歳代」の加害者による「未成年者誘拐」が、それぞれ多いことがわかれた。

なお、収集した記事において、犯行の手口などがある程度詳しく記載されていた事件の概要を、次に列記する。

- ・ SNS で知り合った当時小学 6 年生の女兒に性的暴行を加えた上、その様子を撮影して販売したとして、容疑者（33）を強姦性交等と児童買春・児童ポルノ禁止法違反（提供目的製造）の疑いで逮捕。容疑者は、SNS アプリ「ひま部」で知り合った小学 6 年生の女兒（12）にホテルで複数回性的暴行を加えた上、その様子を撮影し、ネット上で知り合った人物に撮影データを数十万円で販売した疑いがある。容疑者はひま部で女兒と知り合ったあと、LINE でメッセージを交換。学校生活のことなどで雑談を交わし、誘い出したとみられるという。
- ・ 少年（19）を強要未遂と児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕。少年は、スマートフォンの出会い系アプリで知り合った少女（15）に「テレビ関係の仕事をしている。芸能人を紹介できる」などとうそをついて裸の画像 4 枚を送らせ、同月には「返信が途切れたらさらす」と連絡し、さらに画像を送らせようとした疑いがある。
- ・ 容疑者（54）を県青少年健全育成条例違反（淫行）と児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）の疑いで逮捕。容疑者は市内のホテルで、中学 3 年の少女（14）が 18 歳未満であると知りながら、わいせつな行為をした疑いがある。また、同 18 日には少女に撮影させた裸の動画を無料通信アプリ「LINE」で送らせ、スマートフォンに保存した疑いがある。容疑者は SNS を通じて少女と知り合ったという。
- ・ スマートフォンで「自撮り」したわいせつな動画や画像を送るよう少女に求めたとして、男（51）を福岡県青少年健全育成条例違反（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）の容疑で書類送検。男は、スマホの SNS アプリ「Kakao Talk」で高校 1 年の女子生徒（16）に、金を振り込む代わりにわいせつな動画や画像を送るよう求めた疑いがある。容疑を認めているという。
- ・ 小学生の女兒に上半身裸の写真を撮らせ、スマートフォンに送信させたとして、容疑者（34）を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで逮捕。容疑者は、10 代の小学生の女兒に、自分の上半身裸の画像を撮影させ、スマホに送信させて保存した疑いがある。2 人がネット上の出会い系アプリで知り合い、無料通信アプリ「LINE」を使って画像をやり取りしたとみている。
- ・ 女子高生に裸の写真を撮らせて送信させたとして、容疑者（43）を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）と強要の疑いで逮捕。容疑者は女子高生（16）に上半身と下半身の半裸の写真を撮らせて送信させ、自分のスマホに保存した疑い。また、動画の送信を嫌がる女子高生に対し、「危害を加える」と SNS 上で脅して映像を送らせた疑いがある。女子高生とは出会い系アプリで知り合い、SNS でやりとりしていたという。
- ・ 小学 6 年の女兒（12）に自分の裸の写真を撮ってデータを送らせたとして、小学校講師の男（22）を児童買春・児童ポルノ法違反（製造）の疑いで逮捕。男は女兒とスマートフォン

のゲームで知り合い、SNSを通じて数日間やりとりをしていた。小学生の女の子になりすまして性的な写真を女兒に送り、女兒にも写真を送るよう求めた。女兒はいったんは拒んだが、自分だけ送っていない罪悪感から、裸の写真を撮って男に送信してしまったという。女兒のスマートフォンは、有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングがかかっていなかったという。男は同法違反の罪で起訴され、同様の手口で東京都内の小学4年の女兒（9）に裸の写真を送らせたとして再逮捕された。

・小学5年の女兒（10）に裸の画像を撮らせて送信させたとして、容疑者（31）を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで逮捕。容疑者は、SNSで知り合った女兒が小学生と知りながら、裸の画像を撮影させてLINEで送信させ、その画像を保存した疑いがある。男子高校生を装い、女兒がダンスの動画を投稿していた動画共有アプリに、「かわいいね」といったメッセージを送信。「いいね」を押す見返りに裸の画像を求めたという。

・女子高生に裸の写真を撮らせて送信させたとして、容疑者（43）を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）と強要の疑いで逮捕。容疑者は女子高生（16）に上半身と下半身の半裸の写真を撮らせて送信させ、自分のスマホに保存した疑い。また、動画の送信を嫌がる女子高生に対し、「危害を加える」とSNS上で脅して映像を送らせた疑いがある。女子高生とは出会い系アプリで知り合い、SNSでやりとりしていたという。

以上より、SNSを介した未就学児など児童の犯罪被害については、「児童買春」、「児童ポルノ」があり、加害者の手口も巧妙であることが十分にうかがえ、発達段階の早い時期から予防的な教育が重要と考えられた。これらのようなSNSが介する犯罪を未然に防ぐため、絵本作成においては過度な不安感を喚起させないように注意しながら、妖怪のテーマなどを検討する必要があるものと再確認された。

2-3 妖怪絵本の作成① 予備調査

目的

既の実施したWeb調査、及び新聞記事の分析結果をもとに、総務省や警察庁の資料などを参照して、「妖怪絵本：β版」を作成した後、未就学児を持つ母親に対する予備調査を行う。

方法

まず、総務省や警察庁などの資料を参照し、未成年者が巻き込まれているSNSなどが関連したトラブルや犯罪をまとめた。そして、既の実施したWeb調査、及び新聞記事の分析結果を加えて、共同研究メンバーにて妖怪イメージを検討した。なおこれら検討は、インターネット上にクローズドなコミュニティーの場を設け実施した。

まず、各資料から、未成年者が関与する事案として、以下のようなものがあることが明らかとなった。

- ①過度な使用による生活や心身への悪影響
- ②メッセージアプリなどでの悪口やいじめの被害
- ③ネット販売による直接取引のトラブル
- ④元交際相手からのリベンジポルノの被害
- ⑤悪ふざけや他者の権利を侵害するような投稿行為
- ④オンラインゲームでのトラブル
- ⑤SNS への個人情報や写真などの投稿によるストーカー被害
- ⑥勉強・学習への興味が低下
- ⑦パパ活のような不適切な異性交遊
- ⑧ワンクリック詐欺の被害
- ⑨親子の間の対話が軽減
- ⑩裸の写真などが流失してしまう児童ポルノの被害
- ⑪ウイルスなどによる個人情報の流失
- ⑫アルバイトのつもりで特殊詐欺の受け子のような犯罪へ加担

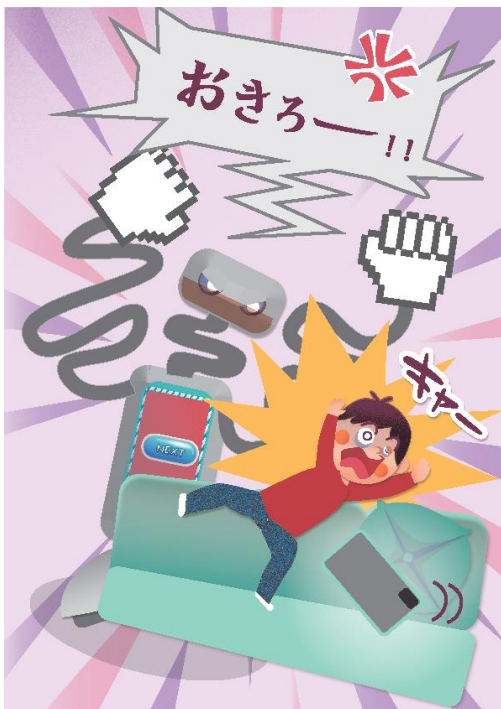
これら事案から、既に実施した Web 調査、及び新聞記事の分析結果をふまえ事案の重み付けを行った。それより、「生活や心身への悪影響」、「悪口やいじめの被害」、「詐欺被害」、「個人情報の流失」、「性的な犯罪被害」が、絵本に必要と考えられた。これら事案を妖怪のイメージに落とし込むため、作画協力者の染矢瑞枝氏を交えた検討を実施し、5 イブの妖怪を以下のとおり創作した。



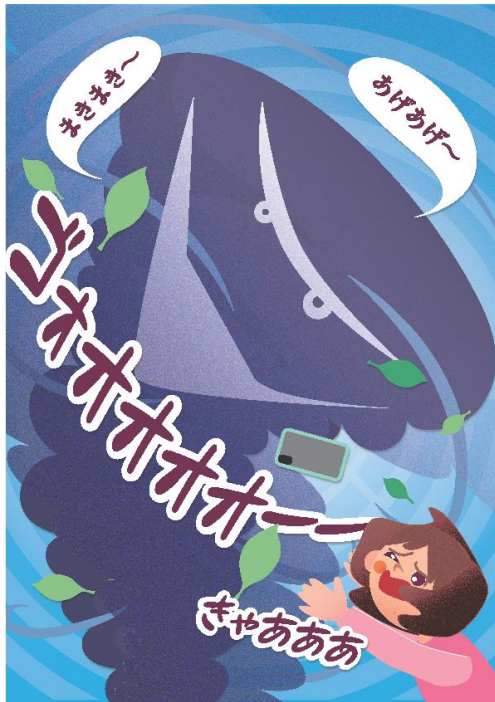
・妖怪「かくさん」：SNS などに安易に個人情報をあげると、世界中にその情報が拡散してしまうことを表した妖怪である。



・妖怪「きままグレース」；SNS のグループ内で、自慢しすぎたりすると仲間外れになったり、いじめ被害に遭うことを表した妖怪である。



・妖怪「スマクレーマー」：スマートフォンに夢中になり、寝不足になることを表した妖怪である。



・妖怪「まきあげ」：興味本位で怪しいサイトに入ると、お金や情報が盗まれてしまうことを表した妖怪である。



・妖怪「であいむし」：SNS などから優しいふりをして近づき、エッチな写真をだまし取ってしまうことを表した妖怪である。

これら妖怪を用いた5つの物語の絵本を妖怪絵本B版（別添資料①を参照）とし、未就学児などを持つ母親に対し、Google フォームによるWebによる調査を行った。回答者は、未就学児を持つ母親に対して調査研究を行っている島田恭子氏を経由して依頼された。調査は、2021年8月に行われ、母親30名に対し妖怪絵本B版と質問項目をWebにて送信し、研究の趣旨を了解し承諾したのちに回答を行ってもらった。次の教示内容は、次のとおりである。

「この度は「未就学児に対する妖怪を用いた防犯教育絵本の作成」（2020年度 公益財団法人日工組社会安全研究財団 一般研究助成研究）の予備調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。本研究は、スマートフォンを使用した際にSNSなどから派生する様々な弊害や、悪しき誘惑から、子どもを守るために計画されたものです。スマートフォンに夢中になったり、そこからの情報を安易に信じてしまう子どもに対して、不要な恐怖感を植え付けず、適度な警戒心を学んでもらうための教材、「妖怪」を用いた防犯教育絵本の作成を目指しています。今回みなさまにお願いするアンケートは、予備調査となります。5種類の妖怪たちを使い、子どもにもたらす悪影響を絵本の形で伝えています。その絵柄やストーリーの印象、その他、率直なご感想をお尋ねしたいと思っています。」

なお、調査承諾者は28名であった。質問内容は以下のとおりであり、このような質問を、全ての「妖怪」物語に対して実施した。

「妖怪『かくさん』についてお尋ねします。この妖怪は、SNSなどに安易に個人情報をお知らせすると、世界中にその情報が拡散してしまうことを具現化したものです。①この妖怪の印象とお話の印象について、自由にお答えください。②このお話は子どもに対し、どの程度の教育効果があると思いますか。③このお話の改善点について、忌憚のないご意見をお願いいたします。」

結果

まず、各妖怪のストーリーについて、「このお話は子どもに対し、どの程度の教育効果があると思いますか」の回答は次のとおりである。

「妖怪かくさん」の小学校入学前の子ども（3～5才）（以下、入学前と呼称する）においては、「あまりない」が42.9%、「ある程度ある」が35.7%であった。また、小学校低学年の子ども（6～8才（以下、低学年と呼称する）においては、「ある程度ある」が42.9%、「とてもある」が25.0%であった。

「妖怪きままグレーズ」の入学前においては、「あまりない」が35.7%、「どちらともいえない」が32.1%であった。また、低学年においては、「ある程度ある」が39.3%、「とてもある」が17.9%であった。

出現頻度数の多かったワードを含む自由回答は、以下のとおりであった。

【伝える】

- ・スマホの危険性を伝える良い内容だと思います。もう少し、内容を優しくして、低学年にも分かりやすいすれば、親が補足説明しなくても伝わりやすくなるかな、と思いました。
- ・いろんな妖怪が出てきて、わかりやすいと思う。話の終わり方が、作品の意図として何を伝えたかったのかなと考えさせる感じに思えたので、年齢の若い子には高度な側面もあるかもしれないと思った。スマホは恐怖心を想像する側面のみを伝えるストーリーだったので、子どもだけで読むというより、一緒に大人が読んだりガイドやサポートが必要かもしれないと感じた。課題図書として良さそうに感じた。
- ・スマートフォンの有害性を伝えるものだと思いますが、スマートフォンを魅力的に感じる小学生に伝えるには、少し推しが弱いというか、この妖怪たちではその魅力に太刀打ちしにくい？とも思いました。全体的に対象年齢がどこなのか？がよく分からなかったです。

【感じる】

- ・広く浅く絵本は、低年齢の子供には寧ろ難しく感じるようです。
- ・スマホの中でおこる話としての印象が薄いので、スマホのフレームを、全ページにのせて画面上で話を進めると良いのではないかと感じる。低年齢から教育する事は大切だと強く感じるので、たくさんの人目に触れて欲しい。
- ・スマートフォンの有害性を伝えるものだと思いますが、スマートフォンを魅力的に感じる小学生に伝えるには、少し推しが弱いというか、この妖怪たちではその魅力に太刀打ちしにくい？とも思いました。全体的に対象年齢がどこなのか？がよく分からなかったです。

【メッセージ】

- ・5体の妖怪の名前を未就学児が覚えてられないと思うので、印象的な妖怪が、主人公ちゃん主人公くんの周りで暴れて、そいつを呼び寄せないためにどうしたらいいかをストーリーで描いたらいいと思う。全く別物になってしまうけど。事例も絞っていいと思う。例えば、きままとであいは画面の向こうに得体の知れない悪い奴がいるということで統合できると思う。写真投稿はダメ！ゲームもメッセージが出てきたら親に確認しよう！最後は未就学児は親の言うことを聞いて使おうねでいいと思う。意見を求められたので否定的な意見ばかりになってしまて本当にすみませんが、素敵な絵本だと思います！絵も可愛いし、親は今あるスマホの問題の整理がめちゃくちゃやすかったです。小3くらいからならいいと思いました。
- ・軽い気持ちで読めるので良かったです。スマホ教育は必要なので、絵本があるとうれしいです。最後のページがまとめとしてメッセージが弱いと思いました。でもこれは裏表紙ですかね？
- ・短いページ数の中で、かつ子どもに伝わるかたちで、色々な種類のスマホの怖さを表現されるのは大変だったかと思います。ただ実際にはスマホは怖いだけでなく、大変便利で役に

立つものでもあるので、恐怖だけのお話ではなく、スマホは便利で楽しいけれど、たくさんの怖い妖怪もいるから気をつけて使おう！妖怪に会わないようにお母さんやお父さんとルールを決めよう！といったメッセージになるといいのでは？と思いました

以上より、各資料や保護者に対する Web 調査、SNS を介した未就学時など児童の犯罪被害について実態分析により検討した「生活や心身への悪影響」、「悪口やいじめの被害」、「詐欺被害」、「個人情報への流出」、「性的な犯罪被害」をテーマに持つ妖怪キャラクターとその物語による「妖怪絵本 B 版」に対する評価、改善点が示された。未就学児に教育効果があると考えられた妖怪は、「妖怪であいむし」、「妖怪スクレーマー」、「妖怪かくさん」であったことから、これらを中心に、全体の流れを変更すること、また、各物語の冒頭と終わりに、未就学児の理解を深めるための文章を挿入することが必要であると考えられた。

2-4 妖怪絵本の作成② 本調査

目的

予備調査の結果を用いて「妖怪絵本 B 版」を修正し、保育園へ製本化した絵本を送り、母親や教員から絵本の効果などについての調査を行う。（製本は別途提出しており本報告無）

方法：

まず、予備調査の結果を用いて妖怪絵本を完成させた。

各妖怪の提示は、「妖怪スクレーマー」、「妖怪きままグレーズ」、「妖怪であいむし」、「妖怪まきあげ」、「妖怪かくさん」の提示順番とした。すなわち、教育効果のある妖怪ストーリーの合間に、教育効果の少ないと思われる妖怪ストーリーを挿入した。次に、各妖怪ストーリーの前後に、差し込み文書を加えた（別添資料 2 を参照）。（なお、以上の編集をした妖怪絵本は、現物にて提出した）

これら編集を経て、妖怪絵本の印刷製本を依頼し完成した絵本冊子は、各保育園が必要とした冊数にて、2021 年 11 月に送付した。送付先は、次のとおりである。

- ①社会福祉法人友愛福祉会 幼保連携型認定こども園おおわだ保育園（大阪府門真市）
- ②社会福祉法人友愛福祉会 おおわだ保育園世田谷豪徳寺（東京都世田谷区）
- ③株式会社かがやき保育園つくば（茨城県つくば市）
- ④株式会社かがやき保育園うしく（茨城県牛久市）
- ⑤株式会社かがやき保育園とりで（茨城県取手市）
- ⑥株式会社かがやき保育園いしおか（茨城県石岡市）
- ⑦株式会社かがやき保育園みと（茨城県水戸市）
- ⑧株式会社かがやき保育園かしわ（千葉県柏市）

妖怪絵本冊子を各保育園に送付し、Web 調査の回答を依頼した。Web 調査は、オンラインサーベイソフトであるクアルトリクス (Qualtrics) を使用した。調査のタイトルは、『『未就学児に対する妖怪を用いた防犯教育絵本の作成－SNS が関わる犯罪予防を中心に－』の調査・研究へのご協力をお願い』とし、以下の教示文などを提示した

研究の目的について：この度、みなさまにご依頼する調査は、公益財団法人日工組社会安全研究財団 2020 年度一般研究助成を受けて行われている「未就学児に対する妖怪を用いた防犯教育絵本の作成－SNS が関わる犯罪予防を中心に－」の調査です。

本調査の目的は、これからスマートフォンを所有する子どもに対して、スマートフォンによる悪影響を善悪の両面を持つ「妖怪」という形にし、その利便性と危険性を事前に学ぶための絵本を作成することにあります。

研究の手続きについて：本研究に参加される方には、以下のような質問の回答へのご協力をお願いしています。お手元にあります絵本「スマートフォンを持ったら。。。いろんな妖怪がでてきたぞ」をご覧ください、また、お子さんに読み聞かせいただき、各質問にご回答ください。回答に要する時間は、概ね 10 分間です。

得られた回答の管理について：本研究を通じて得られた回答は厳重に管理いたします。皆様のお名前や個人が特定される情報は一切開示せず、皆様のプライバシーの保護には十分配慮いたします。協力者ひとりひとりの回答内容を個別に分析することはありません。協力していただいた方々のデータをすべてあわせた全体的なパターンについて分析します。

ご協力にあたって：本研究の目的や手続きを理解した上で、皆様が同意をしてくださった場合のみ、研究にご協力いただくことになっています。本研究に参加されるかどうかは、皆様の自由です。たとえ、皆様が本研究への参加を断ったとしても、何ら不利益を受けることはありません。本研究の参加にいったん同意した後でも、途中で研究参加への同意を撤回することができます。その場合にも、何ら不利益を受けることはありません。なお、回答の有無にかかわらず、絵本はお持ち帰りください。

質問は、まず、性別（女性・男性・その他）、年齢、妖怪絵本を読み聞かせした子どもの性別・年齢の回答を求めた。

次に、各妖怪ストーリーについて、妖怪のイメージとして、「愉快」、「元気」、「怖い」、「不安」、「のんき」、「静か」それぞれに対し、そう思うかどうかを 5 件法にて尋ねた。次に、各妖怪ストーリーの教育効果について、「子どもが一人で読んでもわかりやすい」、「親が子どもに対し、説明しやすい」、「物語の意図が分かりやすい」、「妖怪の設定が適切である」に対し、そう思うかどうかを、5 件法にて尋ねた。次に、各妖怪ストーリーへの感想の自由記述を求めた。最後に、妖怪絵本全体に対する感想を自由記述で求め終了した。

なお、質問形式の詳細は、別添資料 3 を参照されたい。

結果

分析が可能だった回答者は 50 名（平均年齢 37.1 歳；女性 46 名、男性 4 名）であり、保護者が 45 名、保育園の教職員が 5 名だった。

妖怪絵本の読み聞かせの状況は、対象が女兒 24 名、男児 15 名、読み聞かせが難しいと判断されたのが 6 名（性別は非回答）、保育園の教職員なので読み聞かせ無しが 5 名であった。読み聞かせ対象の児童の平均年齢は 4.3 歳であり、2 歳が 9 名、3 歳が 7 名、中央値の 4 歳が 9 名、5 歳が 6 名であった。

各妖怪ストーリーのイメージ及び教育的効果についての回答は、次のとおりであった。

【妖怪スマクレーマー】 各イメージの単語に対し最も多く選択されたのは、「愉快」では「あまりそう思わない」(30.0%)、「元気」では「ややそう思う」(32.0%)、「怖い」では「ややそう思う」(50.0%)、「不安」では「そう思う」(28.0%)、「のんき」では「あまりそう思わない」(44.0%)、「静か」では「あまりそう思わない」(40.0%)であった。

次に、教育的効果に関する質問において、「子どもが一人で読んでもわかりやすい」では「そうは思わない」(32.0%)、「親が子供に対し説明しやすい」では「ややそう思う」(36.0%)、「物語の意図が分かりやすい」では「ややそう思う」(28.0%)、「妖怪の設定が適切である」では「ややそう思う」(30.0%)であった。

本妖怪ストーリーに関する主な感想は、以下のとおりであった。

・字が少なく読みやすい反面、まだスマートフォンを持たない子供には少しわかりにくかった。

・絵は可愛らしいが、文面だけでは内容が理解しにくかった

・スマクレーマーという名前から、どんな妖怪なのか想像がつきにくいと思った

・どのように怖いか、イラストと説明で子どもにわかりやすく説明できた

・この話はウトウト眠くなるのか、目がさえて眠れなくなるのか分かりにくいです。

いつもの寝る時間なのにスマホの興奮で眠れない、次の日は眠気でしんどいというストーリーの方が分かりやすいと思いました。

以上、「妖怪スマクレーマー」によるストーリーは、「不安」、「怖い」、「元気」のイメージが感じられ、教育的な効果はやや評価されたものの、子どもが一人で読むにはわかりにくいとの指摘があった。

【妖怪きままグレーズ】 各イメージの単語に対し最も多く選択されたのは、「愉快」では「ややそう思う」(32.0%)、「元気」では「どちらでもない」(28.0%)、「怖い」では「ややそう思う」(34.0%)、「不安」では「そう思う」(40.0%)、「のんき」では「あまりそう思わない」(40.0%)、「静か」では「どちらでもない」(36.0%)であった。

次に、教育的効果に関する質問において、「子どもが一人で読んでもわかりやすい」では「ややそう思う」(30.0%)、「親が子供に対し説明しやすい」では「ややそう思う」(44.0%)、「物語の意図が分かりやすい」では「ややそう思う」(36.0%)、「妖怪の設定が適切である」では「ややそう思う」(38.0%)であった。

本妖怪ストーリーに関する主な感想は、以下のとおりであった。

- ・子供にわかりやすい設定で良かったのではないかな。
- ・周囲の気持ちを考えるきっかけになると感じた。
- ・スマートフォンの弊害について、わかりやすく説明してあります。ただ、利点(調べたいことを調べられる、人々の学びのチャンスに資する、離れた人同士が繋がれる)についても挙げている方が、説得力が増すと思いました。
- ・いいね、が欲しくて執着してしまうことも怖いことだと思うので、その表記もあったらよかった
- ・アンチの発言をしたがる少数と、どんな意見にも賛同してしまう大勢の表現が分かりやすくていいと思いました。
- ・1番分かりにくい感じがしました。いいものを見つけて写真を撮る行為が悪いわけではなく、自慢することが不快にさせることなので、もう少し分かりやすい内容だと良いなと思いました。
- ・SNSでの不特定者からの誹謗中傷という概念は、4歳には分からない。

以上、「妖怪きままグリーズ」によるストーリーは、「不安」、「怖い」、「愉快」のイメージが感じられ、教育的な効果はやや高いものと評価されたものの、スマートフォンの情報共有における良し悪しについて、もう少し分かりやすい内容や表現が必要との指摘があった。

【妖怪であいむし】において、各イメージの単語に対し最も多く選択されたのは、「愉快」では「あまりそう思わない」(26.50%)、「元気」では「ややそう思う」(34.7%)、「怖い」では「そう思う」(34.7%)、「不安」では「そう思う」及び「ややそう思う」(それぞれ26.5%)、「のんき」では「どちらでもない」(32.7%)、「静か」では「あまりそう思わない」(28.6%)であった。

次に、教育的効果に関する質問において、「子どもが一人で読んでもわかりやすい」では「そう思う」(28.6%)、「親が子供に対し説明しやすい」では「そう思う」(36.7%)、「物語の意図が分かりやすい」では「そう思う」(36.7%)、「妖怪の設定が適切である」では「そう思う」(36.7%)であった。

本妖怪ストーリーに関する主な感想は、以下のとおりであった。

- ・幼児には難しい内容
- ・恐ろしさを知れたのではないかなと思う。
- ・出会い系サイトについて、4歳には理解できない。

- ・重要な項目だと感じた。
- ・であいむしの出会う前と出会ったときの違いがもう少し怖くてもよかった。
- ・良い人もたくさんいるけど、悪い人もいるのでそういう人に注意すべきということが分かりやすいです。
- ・「虫」っていうのがいいです
- ・前の二つにくらべると分かりやすいと思います。
- ・理解し伝えやすかった
- ・そもそもの前提がわからない子どもたちにどこまで通じるか疑問でした。
- ・ちゅううーが気持ち悪さを増しているの、子供には少し刺激が強いようにも感じます。

以上、「妖怪であいむし」によるストーリーは、「不安」、「怖い」、「元気」のイメージが感じられ、他の妖怪ストーリーの中で最も教育的な効果が高いものと評価された。本研究の主たる目的が、児童の SNS が関わる犯罪予防が中心であり、対象となる犯罪が「児童ポルノ」や「児童買春」であることから、「妖怪であいむし」の妖怪ストーリーの設定は概ね問題ないよう考えられたが、これら犯罪の説明の難しさに関する検討は必要と思われた。

【妖怪まきあげ】 各イメージの単語に対し最も多く選択されたのは、「愉快」では「あまりそう思わない」(29.8%)、「元気」では「ややそう思う」(23.4%)、「怖い」では「そう思う」及び「ややそう思う」(それぞれ 34.0%)、「不安」では「ややそう思う」(38.2%)、「のんき」では「どちらでもない」、「あまりそう思わない」及び「そう思わない」(それぞれ 27.7%)、「静か」では「あまりそう思わない」(36.2%)であった。

次に、教育的効果に関する質問において、「子どもが一人で読んでもわかりやすい」では「そう思う」(27.7%)、「親が子供に対し説明しやすい」では「ややそう思う」(42.6%)、「物語の意図が分かりやすい」では「ややそう思う」(38.3%)、「妖怪の設定が適切である」では「ややそう思う」(38.3%)であった。

本絵本全体に関する主な感想は、以下のとおりであった。

- ・ボタンを押したら巻き上げられるという説明がないのでわかりにくい
- ・「まきあげ」って何？と娘が言っていた。4歳の語彙に「まきあげ」はなかった。「たつまき」も知らないかもしれない。「お金や秘密まきあげられる。」という文言が理解できなかった。
- ・まきあげという言葉が子供にはわかりにくかった。伝えたいことが抽象的に感じた。
- ・まきあげってなあに？と聞かれました。風が持っていっちゃうこと？とは自分で言っていました。でも落ちてるから持って行ってないよ？と…。なかなか表現が難しかったです。
- ・まきあげるということばが子どもには少し難しいことばかもしれません。
- ・子供が「まきあげ」という言葉を知らないと思う。変なボタン押してたら、パパが一生懸命働いたお金を取られるねんで、って説明すると、わかってくれた気がする。

- ・大人が説明しながらであれば、子供も理解できる内容だと思います。
- ・絵がわかりやすい。

以上、「妖怪まきあげ」によるストーリーは、「不安」、「怖い」、「元気」のイメージが感じられ、教育的な効果はやや高いものと評価されたものの、「まきあげ」の名称や内容に関しては大人の説明が必要との指摘もあった。

【妖怪かくさん】 各イメージの単語に対し最も多く選択されたのは、「愉快」では「ややそう思う」(38.3%)、「元気」では「ややそう思う」(40.4%)、「怖い」では「ややそう思う」(31.9%)、「不安」では「そう思う」及び「ややそう思う」(それぞれ27.7%)、「のんき」では「あまりそう思わない」(31.9%)、「静か」では「あまりそう思わない」(27.7%)であった。

次に、教育的効果に関する質問において、「子どもが一人で読んでもわかりやすい」では「ややそう思う」(29.8%)、「親が子供に対し説明しやすい」では「ややそう思う」(34.0%)、「物語の意図が分かりやすい」では「そう思う」及び「ややそう思う」(それぞれ31.9%)、「妖怪の設定が適切である」では「ややそう思う」(34.0%)であった。

本妖怪ストーリーに関する主な感想は、以下のとおりであった。

- ・かくさんと言う言葉自体が幼児には難しい
- ・「秘密が人に知られる」という経験を、4歳では、まだリアルでもしていないんじゃないかと思う。
- ・「世界中にキミのひみつだらけ」の言葉の意味が子供にはわからなかった
- ・自分のことを守ることを教える重要な項目だと感じた。
- ・拡散の意味、拡散されたら完全に消すことは出来ないことを話しました。
- ・情報の拡散リスクについて分かりやすく説明されていると思います。
- ・「かくさん」という言葉を知らないと思う。他の物語と同じく、本を読み聞かせるだけでは伝えるのが難しい。途中途中で状況の説明を付け加えてお話を進めていくと、子供もよく理解している様子だった。
- ・1番分かりやすい内容で、とても良かったです。このような絵本があれば、子供が気を付けられるようになると思うので、よろしく願い致します。

以上、「妖怪かくさん」によるストーリーは、「不安」、「愉快」、「元気」、「怖い」のイメージが感じられ、教育的な効果はやや高いものと評価されたものの、「かくさん」の名称や内容に関しては大人の説明が必要との指摘もあった。

最後に、妖怪絵本に関する全体的な感想から、今後の課題となるコメントを以下にまとめた。

- ・スマホを持つことは全てが危ないことと、言う嫌なイメージだけが伝わってしまう気がする。
- ・全体的に4歳児にはまだ難しい印象を受けました。イラストももう少しポップだったり、子供が興味を持ちやすい感じだと良いと思います。
- ・文章を読めば理解できましたが、妖怪が妖怪の特徴を想像できるデザインや名前になっていないように思った。
- ・よい取り組みだとは思いますが、小学校中学年ぐらいの子でないと理解出来ないと思う。未就学児が分かる単語が無い。だから、伝わらない。娘にも感想を訊いたが、困り顔だった。
- ・3歳児に読み聞かせたが、あまりスマホやタブレットを触らせていないためか興味を持った様子はなかった。
- ・保育園児には難しい内容。読み手の力量により、伝わりに差がでるとおもう。読み手が危険を理解しているのが前提と感じた。
- ・言葉の言い回しや妖怪の名前が難しいように感じました。大切な問題ですので、一つの妖怪にしぼってそもそもSNSとは？ケータイにはどんな機能があるか？というところからスタートしてもいいかと思いました。
- ・まだ字が読めない子供なので、全体的に絵本が伝えたいことに添わせて、絵にいろいろと親がセリフを付け加えてお話を進めていくことが必要性だった。「えー！」とか子供からの反応もあり、内容は理解している様子だった。今回は、携帯を勝手にいじることのマイナス面を伝える良い機会になった。
- ・もっと沢山の子供に手に取って、再認識してもらいたいと思う。少しの迷いで手に負えないことになってしまうこともあるのでスマホを甘くみないでもらいたいと思った。
- ・妖怪の設定がよくわからないものもあったが、怖いこともあるという事は伝わると思いました。
- ・未就学児でも年長のお子さんには分かりやすいかなと思います。
- ・大人にはわかりやすく伝わりやすいのですが、小さい子にはあまり意味が伝わらないのかなとは思いました。子供がスマホを持つようになったら、しっかり説明してあげたいと思いました。
- ・スマートフォンがどのように怖いか、親が全て説明することは難しいので、子どもたちにわかりやすくどのように怖いかを絵を見せて説明できて良かった。大人も注意すべき事もあるので、親子で気を付けようと思う。
- ・子供はケータイに色んな妖怪がいてると感心していました。
- ・スマホを持ちたいという娘への、使い方次第では危ないんだよ。と娘にわかるように伝えられるきっかけになりました。ありがとうございました。

・今はまだ子どもが小さいのでスマホを触る機会がないですが、今後そのような時期がきたら事前にネットリテラシーについて説明が必要だと思いました。この本も役立てられたらと思います。子ども達のためにこのような取り組みをして頂いてありがとうございます。

・いい試みだと思う

・スマートフォンを持つ前、小学生の中学年ぐらいに向けて授業などでこの絵本を使って、説明するとよくわかるのかなと感じました。どの妖怪もなんか不気味で、正直繰り返し読みたいものではありませんが、この気持ち悪さや怖さがのこっていたら、スマートフォンを使うときに少し慎重になれるのかなと思います。

・初めて自分が読んだ時に、子ども達に読んであげたいと思いました。携帯は便利なものだけど、使い方を間違えると、取り返しのつかないことにつながることもある。そういうことを、少しでも考える時間となったように思います。

・スマートフォンは便利なものであるが、使い方によっては事件に巻き込まれることや、トラブルの元となる場合もある為、子ども達にも使い方をしっかりと伝える必要があると感じた

・4歳の子はよく理解出来てました。とても良いテーマだと思いました。子供が怖がり、やっではいけないとわかりやすいと思います

・子供がスマートフォンの恐ろしさを感じたと言っていた。口で伝えるだけじゃやはり伝わらないのでいい機会だったかもしれない。もっともっとたくさんの子供達に伝えていくべきだと思う。

・年長児には読むだけでは難しいがこの本を親子で一緒に読み、スマートフォンについて話し合いができ、考える機会が与えられると思う。また、大人の私たちが、間違った使用をしないよう、再確認できる本でもあると思う。

・内容はわたしたち親にも響きました。ページの読む順番がもう少しわかりやすいといいなと思いました。

・小学生1年から5年が活動している児童クラブで、読み聞かせをしました。もう携帯を持っている子ども、これから持つ子どももいるため、良い機会になるなと思いました。初めは笑いながら聞いている子ども達もいましたが、最後までじっと聞いていました。とても便利だけど、使い方を間違えると怖い事につながるんだよと。とてもわかりやすく、一枚一枚ページを捲るごとに感じ、考える時間となりました。

以上、妖怪絵本に関する全体的な感想を概観すると、次のようになるものと考えられた。

総じて、本試みに対する評価は高い。ただ、妖怪ストーリーによる気持ち悪さや怖さが、スマートフォンの使用を通じてSNSなどに接する際のリスクを体感させる効果は期待できるものの、4歳児を中心とした未就学児には難しい。その対応としては、妖怪の名称を未就学児に合わせる事、読み手が内容を理解して平易な説明を加えてあげることが必要である。

3 総合結果と考察

本研究「未就学児に対する妖怪を用いた防犯教育絵本の作成—SNS が関わる犯罪予防を中心に—」では、SNS などからの悪しき誘惑を安易に信じてしまう未就学児に対して、不要な恐怖感を植え付けず適度な警戒心を学んでもらうための教材、「妖怪」を用いた防犯教育絵本の作成を目指すものであった。

絵本の対象は、スマートフォンなどの使用が未経験である時期の4~5歳の未就学児とした。その理由として、この時期が自発性と罪悪感を獲得する発達段階と考えられ、小学校以降に経験するインターネットやスマートフォンの利便性と危険性を、善悪の両面を持つ「妖怪」を通じて事前に学ぶ良い時期と考えられたからである。

そこで本研究は、以下の4つの調査などによる研究計画にて実施した。まず、保護者に対するWeb調査により、保護者及び未就学児など児童におけるスマートフォンやSNSの使用状況を調査した。次に、SNSを介した未就学時など児童の犯罪被害について実態を明らかにするため、公表されている事例を用いて調いた。これらの結果をふまえ「妖怪絵本：B版」を作成し、未就学児など児童を持つ母親に対する予備調査を行った。最後に、予備調査の結果を用いて絵本を修正し、幼稚園へ製本化した絵本を送り、母親や教員から絵本の効果などについての調査を行った。

これらの結果から、次の事が確認され妖怪絵本作成が進められた。

まず、小学校に入る前の未就学児がスマートフォンやPCなどでインターネットを使用するのは52名(24.0%)であり、動画の視聴やゲームの使用が多かった。また、スマートフォンを持たせる時期については、小学校3年までの回答が15.2%、小学校6年までになると37.8%となった。スマートフォンなどの使用に関する保護者の不安事項については、「過度な使用による生活や心身への悪影響」、「メッセージアプリなどでの悪口やいじめの被害」、「勉強・学習への興味が低下」、「ワンクリック詐欺の被害」、「ウイルスなどによる個人情報の流失」が、高い割合を示した。未就学児の段階で、ゲームや動画視聴によるスマートフォン使用があること、使用する事での不安として、心身や学習への悪影響、詐欺被害、個人情報の流出などがあるものと考察された。また、中学校に入るまでに児童がスマートフォンを所持する割合は高いものと推定され、SNSに関わる注意喚起の絵本の必要性があるものと考察された。絵本作成においての各妖怪のテーマなどを検討するに十分な資料が得られたものと考えられた。

次に、SNSを介した未就学児など児童の犯罪被害については、「児童買春」、「児童ポルノ」があり、加害者の手口も巧妙であることが十分にうかがえ、発達段階の早い時期から予防的な教育が重要と考えられた。これらのようなSNSが介する犯罪を未然に防ぐため、絵本作成においては過度な不安感を喚起させないように注意しながら、妖怪のテーマなどを検討する必要があるものと再確認された。

各資料や保護者に対する Web 調査、SNS を介した未就学時など児童の犯罪被害について実態分析により検討した「生活や心身への悪影響」、「悪口やいじめの被害」、「詐欺被害」、「個人情報」の流失、「性的な犯罪被害」をテーマに持つ妖怪キャラクターとその物語による「妖怪絵本 B 版」が作成された。そして、この B 版に対する評価、改善点が予備調査によって示された。未就学児に教育効果があると考えられた妖怪は、「妖怪であいむし」、「妖怪スクレーマー」、「妖怪かくさん」であったことから、これらを中心に、妖怪絵本の全体の流れを変更すること、また、各物語の冒頭と終わりに、未就学児の理解を深めるための文章を挿入することが必要であると考えられた。

そして、この予備調査の結果を用いて「妖怪絵本 β 版」を修正した妖怪絵本を、保育園へ製本化して送り、母親や教員から絵本のイメージ、教育的な効果についての本調査を行った。各妖怪の提示は、教育的効果のあると考えられた 3 つ妖怪ストーリーの合間に、教育効果の少ないと思われる 2 つの妖怪ストーリーを挿入し、「妖怪スクレーマー」、「妖怪きままグレイズ」、「妖怪であいむし」、「妖怪まきあげ」、「妖怪かくさん」の提示順番とした。そして、各妖怪ストーリーの前後に、差し込み文書を加えた。

妖怪絵本を未就学児らに読み聞かせしてもらい、それぞれの妖怪ストーリーへの Web 調査における質問に回答してもらったところ、以下の結果が得られた。「妖怪スマスクレーマー」によるストーリーは、「不安」、「怖い」、「元気」のイメージが感じられ、教育的な効果はやや評価されたものの、子どもが一人で読むにはわかりにくいとの指摘があった。「妖怪きままグレイズ」によるストーリーは、「不安」、「怖い」、「愉快」のイメージが感じられ、教育的な効果はやや高いものと評価されたものの、スマートフォンの情報共有における良し悪しについて、もう少し分かりやすい内容や表現が必要との指摘があった。「妖怪であいむし」によるストーリーは、「不安」、「怖い」、「元気」のイメージが感じられ、他の妖怪ストーリーの中で最も教育的な効果が高いものと評価された。「妖怪まきあげ」によるストーリーは、「不安」、「怖い」、「元気」のイメージが感じられ、教育的な効果はやや高いものと評価されたものの、「まきあげ」の名称や内容に関しては大人の説明が必要との指摘もあった。「妖怪かくさん」によるストーリーは、「不安」、「愉快」、「元気」、「怖い」のイメージが感じられ、教育的な効果はやや高いものと評価されたものの、「かくさん」の名称や内容に関しては大人の説明が必要との指摘もあった。

また、妖怪絵本に関する全体的な感想として、①総じて本試みに対する評価は高かった、②妖怪ストーリーによる気持ち悪さや怖さが、スマートフォンの使用を通じて SNS などに接する際のリスクを体感させる効果は期待できるものの、4 歳児を中心とした未就学児には難しかった、③その対応としては、妖怪の名称を未就学児に合わせることで、読み手が内容を理解して平易な説明を加えてあげることが必要である、というものであった。

本研究の主たる目的が、児童の SNS が関わる犯罪予防が中心であり、対象となる犯罪が「児童ポルノ」や「児童買春」であることから、「妖怪であいむし」の妖怪ストーリーの設定

は概ね問題ないよう考えられたが、これら犯罪の説明の難しさに関する検討は、今後、必要であると考えられた。

最後に、未成年者を取りまくインターネットや SNS などの実情を、未成年者や保護者が購入できる一般図書から概観してみたい。

SNS の総フォロワー数が 190 万人以上と言われるゆうこす（菅本裕子）は、10 代、20 代の女性から高い支持を受けている。著書「共感 SNS」幻冬舎(2019)には、各種の SNS による発信から起業した著者の体験に基づき、SNS による自己発信から仕事への繋げるノウハウが書かれている。

章立ては、「SNS のじぶんづくり」、「知名度 0 からフォロワーを増やす」、「フォロワーをファンに」、「ソーシャルパワーを仕事にする」、「SNS でブランドをつくる」となっている。

最後に、「これからは、発信者とファンだけじゃなくて、どんどん発信者同士もつながっていくべきだと思っています。たとえジャンルが違っていても、仲間をつくっていくべきです。孤独を癒すには、仲間の存在が大きいと感じているからです」と述べており、著者を支持する若者の孤独感と、それを解消する手段としての SNS との関係が、この言葉に示されているものと思われる。

他方、未成年者におけるスマートフォンによる負の影響については、心理学者である Mary Aiken（著）・小林啓倫（訳）の「サイバー・エフェクト 子どもがネットに壊される：いまの科学が証明した子育てへの影響の事実」ダイヤモンド社（2018）や、元警察官である佐々木成三（著）「あなたのスマホがとにかく危ない：元捜査一課が教える SNS, デジタル犯罪から身を守る方法」祥伝社（2020）などが発刊されている。

前書は、医学、心理学の観点からインターネットの子どもに対する悪影響について説明されており、後書は、スマートフォンを介する犯罪の実態と、そのテクニカルな対応策について記載がなされている。

ニコニコ動画などのライブ配信者であり YouTuber であるコレコレ（青木駿）は、生放送時の視聴者相談に対し、インターネットによる情報収集などを行いながら問題解決を図るなど行っており、多くの視聴者を有している。著書の「告発：誰も晒せなかった SNS のヤバすぎる闇」宝島社(2021)では、これまでの著者の活動が記されているが、未成年者が被害にあっている性犯罪や金銭トラブル、ネットいじめなどについての現状を知るうえで、未成年者を含む若い世代や未成年者の保護者にとっては参考となる。

SNS などのマーケティングや利用・ハウツー本は多いものの、ゆうこす氏のようなポジティブな面を前面に出した一般書は、ネガティブな影響を現わしたのものよりも多くは見られない。保護者への注意喚起や具体的な対策に関し、SNS のネガティブな影響やテクニカルな対応に関する著書は有益であるが、同様に SNS が有する有益性やポジティブな活用に関する情報も不可欠であろう。また、未成年者に対しては、SNS のネガティブな影響を十分に理解したうえで、将来につながる発展的な活用を促していくことも重要である。

本研究にて作成した妖怪絵本は、未就学児の段階から SNS などからの悪しき影響を、過度な恐怖感などを与えずに学んでもらうための教材として開発してみた。概ね、教育的な効果は認められたものの、本絵本におけるいくつかの改善点が明らかとなった。今後は、この度の研究助成を基本にし、次の研究へのスタートを図りたいと考えたところである。

注1：桐生（2020：第7回 TikTok Japan）は、次のように SNS の現状を報告している。

「この SNS は、インターネット上で世界中の人たちとの社会的なつながりを提供するサービスであり、友人や知人をはじめ、直接会ったことが無い他者であってもコミュニケーションできる Web サービスと説明されている。しかしながら、近年では単に「サービス」といった狭義の定義だけではなく、その上位カテゴリーである「ソーシャルメディア (Social media)」の概念である「情報共有や情報拡散が生まれる媒体」といった意味も含めた定義になりつつある。

その広義の定義になりつつある大きな理由として、現在の SNS の機能やタイプが多様化していることがあげられよう。例えば、交流を主な目的としたものとして「Twitter」、

「Note」、 「Facebook」などが、メッセージを主な目的としたものとして「LINE」、 「Kakao Talk」などが、写真提示を主な目的としたものとして「Instagram」などが、動画提示を主な目的としたものとして「YouTube」、 「Tik Tok」などが、音声のみで交流やイベントを目的としたものとして「Clubhouse」などがある。

これに加え、ライブ感覚の交流プラットフォームとして「Showroom」、 「17Live (イチナナ)」、 「TwitCasting (ツイキャス)」などが、出会いを目的としたプラットフォームとして「マリンチャット (新名称 ORCA)」、 「Tinder」などが、またオンラインゲームのチャット機能もまた SNS のプラットフォーム的な役割を担っている。

加えて、個人からの情報が不特定多数に発信される「オープン」な SNS か、特定の人ない集団に発信される「クローズド」な SNS か、「オープン」から「クローズド」に移行できる機能があるか、によっても区分され SNS の多様性が高まっている。例えば、「オープン」では「YouTube」、 「Tik Tok」、クローズドでは「LINE」、 「Kakao Talk」、そして

「Clubhouse」などがあり、また、「オープン」である「Twitter」や「Instagram」は、DM機能を有しており「クローズド」としての SNS の役割も有している。」

引用文献・参考文献

- 荒俣宏・應矢泰紀 (2021). アラマタヒロシの日本全国妖怪マップ 秀和システム
- Greydanus, D.E. (Ed.) (2003). *Caring for your teenager*: The American Academy of Pediatrics. 関口進一郎・白川佳代子 (監) 板東伸泰・田沢晶子 (訳) (2007) 10代の心と身体のガイドブック 誠信書房
- 平山真理(2007). わが国における子どもを対象とした性犯罪の現状とその再犯防止対策について 法と政治,58 (1),139-164.
- 広瀬克也(2014) 妖怪シリーズ: 妖怪交通安全 絵本館
- 飯倉義之 (編) (2014). 4. 怪異とまじない
民俗学事典編集委員会 (編) (2014). 民俗学事典 丸善出版 pp.526-pp.564.
- 池間愛梨(2017). 近年の日本における児童ポルノ事犯の発生状況と防犯対策 東洋大学大学院紀要,54,105-119.
- 警察庁(2021). 令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況 (訂正版)
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/R2.pdf> (2022.3.15、閲覧確認)
- 亀岡智美(2017). 性的虐待を受けた子どもへのトラウマ治療 児童青年精神医学とその近接領域,58(5),680-684.
- 桐生正幸(2005). 幼児の犯罪被害と犯罪不安(1)ーアンケート・面接・現場調査による基礎調査. 犯罪心理学研究 43(特別号),108-109.
- 桐生正幸(2007). 自分で自分の身を守る教育ー犯罪心理学の視点から考える (特集 自立心を育てる) 児童心理,60(8),815~819.
- 桐生正幸(2007). 犯罪から、いかにして子どもを守るか?ー児童における犯罪被害と防犯教室について 小児歯科臨床,12(7),51-57.
- 桐生正幸(2011). 犯罪心理学から見た「ネットいじめ」 (ネットいじめ) : (ネットいじめは犯罪としてどこまで裁くことができるのか) 現代のエスプリ (526), 95-103.
- 桐生正幸・大高実奈・田楊・高橋綾子・山口雄人(2019). 学校教員による性的逸脱行動の分析 東洋大学社会学部紀要,57(2),75-80.
- コレコレ(2021). 告発: 誰も晒せなかった SNS のヤバすぎる闇 宝島社
- 小松和彦 (監修) (2013). 日本怪異・妖怪大事典 東京堂出版
- Marshall, W. L., Fernandez, Y., Marshall, L. & Serren, G. (Ed.) (2006). *Sexual offender treatment: Controversial issues*. John Wiley & Sons, Ltd. 小林万洋・門本泉 (監訳)
(2010). 性犯罪者の治療と処遇: その評価と争点 日本評論社
- Mary Aiken (2016). *The cyber effect*. Cyber Matrix Ltd.
小林啓倫 (訳) (2018) .サイバー・エフェクト子どもがネットに壊される: いまの科学が証明した子育てへの影響の事実 ダイヤモンド社

- 佐々木成三 (2020) . あなたのスマホがとにかく危ない：元捜査一課が教える SNS,デジタル犯罪から身を守る方法 祥伝社
- 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課(2021). 2020 年度総務省調査研究：青少年のインターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究（インターネットトラブル事例集）（2021 年版） [000707803.pdf \(soumu.go.jp\)](https://www.soumu.go.jp/000707803.pdf) （2022 年 3 月 15 日閲覧確認）
- 太幡直也・佐藤広英(2016). SNS 上での自己情報公開を規定する心理的要因 1) パーソナリティ研究,25(1),26–34.
- 越智啓太 (2006) .子供に対する性犯罪に関する研究の現状と展開（1）：発生状況と犯人の特性 法政大学文学部紀要,54,107-117.
- Prentky, R. A., Knight, R. A. & Lee, A.F.S. (1997) . Child Sexual Molestation: Research Issues. *National Institute of Justice*. 1-18.
- Russell,D.E.H. (1983). The incidence and prevalence of intrafamilial and extrafamilial sexual abuse of female children. *Child Abuse & Neglect*, **7(2)**, 133-146.
- TikTok Pte. Ltd.(2020). 第 7 回 TikTok Japan セーフティパートナーカウンシル～SNS に起因する未成年の性被害とその防止について（2020.12.17、オンライン開催）
<https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/7th-tiktok-japan-safety-council>）（2022 年 3 月 15 日閲覧確認）
- TikTok Pte. Ltd.(2021). 第 8 回 TikTok Japan セーフティパートナーカウンシル～SNS を起因とする性被害の防止のために～対策編～（2021.4.14、オンライン開催）
<https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktoksafety>）（2022 年 3 月 15 日閲覧確認）
- 田口真二・平伸二・池田稔・桐生正幸（編） 2010 性犯罪の行動科学：発生と再犯の抑止に向けた学術的アプローチ 北大路書房
- 竹村牧男・軽部幸浩・高橋綾子・飯倉義之・吉川肇子・桐生正幸(2020). 妖怪と心理学：私たちが得たもの失ったもの 応用心理学研究,46(1),63-89.
- 都筑 学・宮崎伸一・村井 剛・早川みどり・飯村周平(2019). 大学生における SNS 利用とその心理に関する研究— LINE, Twitter, Instagram, Facebook の比較を通じて— 中央大学保健体育研究所紀要,37
- 内山絢子(2000). 「性犯罪者の実態(1)」警察学論集 51(3),76-98.
- 柳本祐加子 (2018) . スクール・セクシュアル・ハラスメントについて—T 市公立学校教諭わいせつ事件裁判から見える対策— CHUKYO LAWYER,29,17-24.
- 渡邊和美 (2012) . 性犯罪の加害者—加害者の特徴. 田口真二・平伸二・池田稔・桐生正幸（編）性犯罪の行動科学 北大路書房 pp.137-152.
- ゆうこす(2019). 共感 SNS 幻冬舎
- 藤桂・吉田富二雄(2009). インターネット上での行動内容が社会性・攻撃性に及ぼす影響:ウェブログ・オンラインゲームの検討より 1) 社会心理学研究,25(2),121- 132.